

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金交付要綱

(令和5年3月31日制定)

(趣旨)

第1条 三沢市は、空家の取り壊し事業に係る経費を補助することにより、市民の住環境の改善を図るため、令和5年度予算の範囲内において、三沢市空家取り壊し事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「空家」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 一般空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等又はこれに類するもので市長が特に認める空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家特措法第2条第2項に規定する空家等又はこれに類するもので市長が特に認める空家等をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、空家の所有者（法定相続人を含む。）で、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 三沢市が賦課する税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 特定空家等に係る所有者にあっては、前年所得が200万円以下（申請時に複数の所有者が存在する場合は、それぞれの前年所得が200万円以下）であること。

2 補助金の交付の対象となる取り壊し事業は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 令和5年4月1日以降に着工し、令和6年3月末日までに完了すること。
- (2) 次条に規定する補助対象経費が20万円以上（消費税込）であること。

3 前2項の規定にかかわらず、県又は市等から移転補償又は損害賠償等を受けて行う事業若しくは不動産業者等が営利目的として行う事業については、補助金の交付の対象としない。

(補助対象物件)

第4条 一般空家に係る補助金の交付の対象となる物件は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 三沢市内に所在する一戸建ての空家であること。
- (2) 所有者が貸家の用に供した空家でないこと。
- (3) 所有者又は所有者と生計を一にする者がその面積の過半を居住の用に供していた空家であること。
- (4) 居住の用に供した期間が1年を超える空家であること。
- (5) 居住の用に供しなくなった日から1年を経過している空家であること

2 特定空家等に係る補助金の交付の対象となる物件は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 別表の老朽度判定基準に基づき、市が評定した評点（その合計した評点当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、最高評点とする。）の合計が100点以上の空家等であること。
- (2) 空家特措法第14条第2項の勧告の対象となっていない空家等であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、空家の取り壊しに係る工事費とする。ただし、空家が店舗兼住宅の場合は、住宅部分に係る経費のみを対象とし、店舗部分に係る経費は対象外とする。

2 前項ただし書の規定は、特定空家等に係る補助対象経費については適用しない。

（補助金の額）

第6条 一般空家に係る補助金の額は、補助対象経費の10分の1に相当する額とし、20万円以内の額とする。

2 特定空家等に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円以内の額とする。

（申請書等）

第7条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の市税納税証明書の写し
- (2) 申請物件の登記事項証明書の写し又は資産証明書の写し

- (3) 申請者の住民票抄本の写し
 - (4) 申請物件に係る取り壊し工事の見積書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の通知)

第8条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業主体、事業内容等の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、様式第5号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第13条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

(実績報告書等)

第14条 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第6号により行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事代金の領収書の写し（内訳が分かるもの）
- (2) 工事施工箇所の着工前後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第8号により期限を定め、補助金の交付を受けた者に対してその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

老朽度判定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(2) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地露出しているもの	15	
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	

		イ 屋根ぶき材料に著 しい剥落があるもの、 軒の裏板、たる木等が 腐朽したもの又は軒 のたれ下がったもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形 したもの	50	
3 防火上又は避難上の 構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある 外壁があるもの	10	30
		イ 延焼のおそれのある 外壁の壁面数が3 以上あるもの	20	
	(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふ かされているもの	10	
4 排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
氏 名
電話番号

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金交付申請書

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金交付要綱第7条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の目的及び内容
- 2 補助対象物件の種別
店舗
一般空家・特定空家等
- 3 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- 4 添付書類
 - (1) 申請者の市税納税証明書の写し
 - (2) 申請物件の登記事項証明書の写し又は資産証明書の写し
 - (3) 申請者の住民票抄本の写し
 - (4) 申請物件に係る取り壊し工事の見積書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三沢市空家取り壊し事業費補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので三沢市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

令和5年度三沢市空家取り壊し事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け、三沢市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた三沢市空家取り壊し事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容

様式第4号（第10条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和5年度三沢市空家取り壊し事業
変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、承認（不承認）
とすることに決定したので令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金交付要
綱第10条第2項の規定により通知します。

（不承認の理由）

様式第5号（第12条関係）

令和 年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
氏 名
電話番号
印

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金請求書

請求金額 金 円

ただし、令和 年 月 日付け、三沢市指令第 号により交付の決定がありました補助金として上記のとおり請求します。

様式第6号（第14条関係）

令和 年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
氏 名
電話番号

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け、三沢市指令第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた三沢市空家取り壊し事業が完了したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 工事代金の領収書の写し（内訳が分かるもの）
- 2 工事施工箇所の着工前後の写真
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第15条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、三沢市空家取り壊し事業費補助金については、下記のとおり額を確定しましたので、三沢市補助金等の交付に関する規則第10条の規定により通知します。

記

(単位：円)

交付決定 補助金額	確 定 補助金額 (A)	交 付 済 補助金額 (B)	未 交 付 額 (A) - (B)	備 考

様式第8号（第17条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、令和5年度三沢市空家取り壊し事業費補助金交付要綱第16条の規定により当該交付決定の全部（一部）を取り消し、同要綱第17条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金返還額 円

補助金決定額（交付決定・確定）	円
補助金交付取消決定額	円

2 取消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日

